保長介第２７２９号

令和２年８月２１日

介護サービス事業所　管理者　様

さいたま市保健福祉局

長寿応援部介護保険課長

（公　印　省　略）

**新型コロナウイルス感染者の増加に伴う事業所の運営について**

日頃より、本市の介護保険制度の運営についてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染者が全国的に発生する状況が続いております。

各事業所におかれましては、引き続き、国からの通知等に則って感染拡大防止の取組みを徹底していただき、事業所を運営していただきますようお願いいたします。

また、感染者が発生した場合、一時的な休止措置等が必要になることも想定されます。そのような場合、他サービスへの移行も想定されることから、事業所間で連携し、利用者にとって必要なサービスを継続できるよう対応をお願いいたします。

また、感染者や濃厚接触者に対してサービスを提供した場合等に発生したかかり増し経費に対する補助制度もございます。制度の詳細については、本市ホームページ（https://www.city.saitama.jp/005/001/018/001/p074296.html）をご確認くださいますようお願いいたします。

なお、感染防止対策等に関してのご質問がございましたら、介護保険課あてにメール（kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp）でお問い合わせください。回答につきましては、取りまとめのうえ、本市ホームページ上で公開し、情報共有を図ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

【担当】  
保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係　髙波　櫻井　神谷　髙橋  
電話　０４８－８２９－１２６５  
ファックス　０４８－８２９－１９８１

メールkaigo-hoken@city.saitama.lg.jp